

## 各委員から指摘があった課題点等に対する市の回答

### ◎協議事項についてのご意見

(相原委員)

デジタルデータ化による写しの作成・交付に関する規定は必須事項だと思います。  
費用の設定の根拠となる考え方も妥当ではないでしょうか。特に異論はございません。

- ・ 本件の改正案は、国の行政機関を参考に、「スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスクに複製する」方法を新設し、その費用は、「CD-R 1枚につき100円（DVD-Rは1枚につき120円）に当該文書又は図面1枚ごとに10円を加えた額」とするものです。
- ・ 国の行政機関でこの方法を導入したのは平成18年4月であり、参考として、このときの政令改正資料（総務省）を確認しました。
- ・ まず、「CD-R 1枚につき100円」などとする光ディスク相当費の部分ですが、この資料では、「CD-R 100円」、「DVD-R 123円（←10円未満の端数を切り捨てて120円にしたと思われる。）」とする記載はありましたが、この数値を用いることとなった明確な根拠が分かる記載はありませんでした。
- ・ しかしながら、「DVD-R 123円」という細かな数値から推察すると、やはり相場価格によるものであると思われます。結果として政令において「CD-R 1枚につき100円」、「DVD-R 1枚につき120円」と定められ、また、同様の方法を導入している他の自治体も同額としていることから、この方法を導入する本市においても、この額を適正なものとして定めるものです。
- ・ 次に、「当該文書又は図面1枚ごとに10円」とする複製相当費の部分ですが、この資料では、10円のうち約9割が人件費から算出した経費、残りの約1割が機器の維持経費等から算出した経費とされていました。
- ・ 実際の業務においても、写しの作成は「対象となる文書を検索する」「検索した文書をスキャナ機能のある機器によって複製する」作業によって成り立っています。この一連の作業は、人件費や機器の維持経費等がかかわるものであり、先の資料を参考に、本市においても、「当該文書又は図面1枚ごとに10円」を適正なものとして定めるものです。
- ・ さらに、「当該文書又は図面1枚ごとに10円」とするのは、委員会資料にあるとおり、CD-Rを再生する環境を持ちCD-Rによる公開を求める人と、そうではなくコピーによる公開を求める人との間で、費用負担に係る格差が生じないようにする考え方にもよるものです。費用の額の根拠に加え、こうした考え方としての点も重要であると考えます。

(門松委員)

お示しいただきました協議事項の内容につきましては、媒体にCD-R及びDVD-Rを追加するという点と、その費用負担に関して、紙媒体への複製とのバランスをとるという点の双方に関しまして異存は全くございません。

あえて気になった点を申し上げますれば、近年では、光ディスクドライブを実装していないノートパソコンなども増えており、デジタルデータによる複製の場合、CD-RやDVD-Rなどのメディアではなく、USBメモリ等の媒体への複製を望まれる利用者もおられる可能性が

あるように思います。この場合は、規定の5の項目で対応をされるのか、あるいは、USBメモリ等への複写は行わないこととするのか、など、光ディスク以外のデジタルメディアに対する複写の要望に対する対応などもあらかじめご検討いただいた方がよろしいように思います。

また、この他には、すでに光ディスク媒体への複写が行われたことのある資料に対して2回目以降の申請が行われた場合、すでにスキヤニングとデータ変換は完了してデータが手許にあるはずなのに、なぜ図面1点につき10円の費用を再び負担しなければならないのか(=メディア代だけでよいのではないか)、といった疑問などが寄せられることも考えられますので、2回目以降も1回目と同様の費用負担を求めるということであれば、複写方法の違いによる費用負担の格差是正が目的であって、作業に必要な事務的手数料の徴収が目的ではない、ということを複写申請の際の説明に必ず加えるなどの対応準備をご検討いただいた方がよろしいように感じました。

- ・まず、USBフラッシュメモリを用いた写しの交付についてですが、本市では、酒田市情報セキュリティポリシーに基づき、本市の業務用端末に接続できるUSBフラッシュメモリの個体を厳格に管理しています。この方針に基づき、各部署で保有する個数は制限され、適格な数量を維持する運用がなされています。USBフラッシュメモリの個数を増やそうとする際にも、それに係る業務の内容、増やそうとする理由、用途などについて情報セキュリティ部署の審査を受け、その上で個々に登録することになっています。これは、登録を解除する際も同様です。

- ・このように、USBフラッシュメモリの個数そのものについて制限を設けているため、仮に、特定歴史公文書の写しの交付にUSBフラッシュメモリを用いるとすると、新たにUSBフラッシュメモリを購入し、市としていったん登録した個体を外部に提供することになるので、現行の本市の情報セキュリティ上、この方法はハードルが高い問題であると言わざるを得ません。

- ・このたびの改正案で、CD-R、DVD-Rの光ディスクを交付対象に加えますが、上記の問題は、光ディスクを除く、USBフラッシュメモリ以外の情報記憶端末についても同様と言えます。

- ・そのため、特定歴史公文書の利用に係る写しの交付に、USBフラッシュメモリや、それ以外の情報記憶端末を用いてほしいといった要望があった場合には、このような事情を説明するとともに(酒田市情報セキュリティポリシーは、その性質上、ほとんどが部外秘であるため、詳細な説明ではなく、その趣旨を説明することになります。)、コピー機による紙文書の複写又はCD-R、DVD-Rに保存したものの交付を検討するよう説明する必要があると考えます。

- ・次に、すでに光ディスク媒体への複写が行われたことのある資料に対して2回目以降の申請が行われた場合についてですが、既に1度複写が行われたことのあるもの、すなわち1回目の利用請求と、それに対する2回目の利用請求は、請求人が同一であったとしても、それぞれ利用請求は、規則上別個になされたものであると捉える必要があります。その上で、2回目の利用請求に係る費用負担は、作業に必要な事務的手数料の徴収という点もねらいの一つではあるのですが、これは前面に出さないまでも、委員ご指摘のように、複写方法の違いによる費用負担の格差是正によるものであるという点を説明していく必要があると考えます。

(田中委員)

記憶媒体 100 円、120 円の根拠を明確にしておいてください。

[再掲]

・国の行政機関で「紙文書をスキャナで読み取って電磁的記録に変換し、光ディスクに複写して交付する方法」を導入したのは平成 18 年 4 月であり、このときの政令改正資料（総務省）を確認しました。この資料では、「CD-R 100 円」、「DVD-R 123 円（←10 円未満の端数を切り捨てて 120 円にしたと思われます。）」とする記載はありましたが、この数値を用いることとなった明確な根拠が分かる記載はありませんでした。

・しかしながら、「DVD-R 123 円」という細かな数値から推察すると、やはり相場価格によるものであると思われます。結果として政令において「CD-R 1 枚につき 100 円」、「DVD-R 1 枚につき 120 円」と定められ、また、同様の方法を導入している他の自治体も同額としていることから、この方法を導入する本市においても、この額を適正なものとして定めるものです。

(中山委員)

この度、書面協議の内容として諮られた「酒田市公文書等の管理に関する条例施行規則の一部改正」について了承いたしました。

特に利用者請求の写しの作成等にかかる手立てについては、デジタル化時代の要請に応じた対応、そして適正な費用負担になっていると考え賛同するものです。

但し、将来、次の点が課題になると考えます。

1 受益者負担による実費請求について、資料では国の行政機関の例を参考に、光ディスク本体費用を CD-R は 100 円、DVD-R を 120 円と設定しているようですが、将来の物価上昇を見据え、今後、光ディスクの本体価格が上昇した場合どのように対応するか。

・現時点で明確な回答を持ち合わせていませんが、ご指摘の件については、このたびの改正案の参考とした国の行政機関の制度に動きがあれば、これを注視したいと考えます。

2 デジタル文書・資料は劣化しないため、許可を得ない二次利用・三次利用、或いはネットへの転載等を行わないよう注意喚起を徹底していくこと。

・特定歴史公文書の利用を決定する際の通知書には、利用を認められた公文書に対し、何らかの制限を設けるなどの記載はしていません。しかしながら、特定歴史公文書の中には、写真であれば著作権など、法令で保護がなされている権利を、その内容に含むものがあります。このような権利が不当に侵害されないよう、何らかの注意喚起の措置を検討する必要はあると考えます。

以上